

No. 8 碧南市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
経済環境部 環境課		0566-95-9899	直 通	0566-48-2940
住 所	〒447-8601 碧南市松本町28		担当者氏名	伊東 佳那
U R L	http://www.city.hekinan.aichi.jp		E-mail	kankyoka@city.hekinan.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	転換に要する経費（高度処理型浄化槽への転換を除く）	高度処理型浄化槽の設置または高度処理型浄化槽への転換に要する経費
5人槽	332,000	360,000
6～7人槽	414,000	462,000
8～10人槽	548,000	585,000

※補助金の上限額について、転換に際しみなし浄化槽を撤去する場合は12万円を、くみ取便槽を撤去する場合は9万円をそれぞれ加算した額とする

(2) [令和6年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～50人槽	合 計
1	1			2

前年度実績基数（1基）

(3) [補助対象地域]

碧南市公共下水道事業認可区域又は衣浦東部流域下水道事業認可区域以外の区域

(4) [特定地域の有無] 有 油ヶ淵流域区分の区域

(5) [補助対象条件]

- ①主に居住の用に供する建物又は延床面積の1/2以上を居住の用に供する建物
- ②みなし浄化槽（し尿のみを処理）やくみ取便槽を撤去、埋設、または雨水貯留槽へ転用し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）をし尿と併せて処理する浄化槽へ転換する場合。ただし10平方メートルを越える建築（新築又は増改築）に伴うものは除く
- ③10人槽以下で小型の放流水の総窒素濃度が15mg/l以下又は総磷濃度1mg/l以下の機能を有する高度処理型浄化槽を設置またはくみ取便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ転換する個人

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定による設置等の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ③市町村税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ・提出期限：当該年度の3月10日まで
- ①浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第3項の規定による建築確認通知書の写し
- ②浄化槽設置場所の案内図
- ③住宅等を借りている者にあつては、浄化槽設置についての賃貸人の承諾書
- ④浄化槽設置工事見積書及び工事契約書の写し（みなし浄化槽等の処理に係る内訳が分かるもの）
- ⑤一般社団法人愛知県浄化槽協会による保証登録証
- ⑥浄化槽設備士免状の写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧浄化槽配置図及び配管図
- ⑨一般財団法人日本建築センターの型式適合認定書並びにその別添仕様書及び図面
- ⑩高度処理型浄化槽を申請する場合は、一般財団法人日本建築センターの認定書の写し
- ⑪転換を行う場合は、転換申出書
- ⑫市町村税を滞納していないことを証する書類
- ⑬その他市長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

・提出期限：当該年度の3月末日まで

- ① 県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者及び市長の許可を受けた浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ② 浄化槽法第7条及び11条に規定する法定検査の依頼書の写し
- ③ 工事施工前及び施工後の写真
- ④ 浄化槽設置工事領収書の写し
- ⑤ 転換に際し、みなし浄化槽等を撤去した場合は撤去前、撤去中及び撤去後の写真並びに既存のみなし浄化槽等の最終清掃実施記録の写し、埋設又は転用した場合はみなし浄化槽等の清掃、消毒又は埋設若しくは転用の状況が確認できる写真
- ⑥ 当該工事を担当した浄化槽設備士の確認済チェックリスト
- ⑦ 浄化槽使用開始報告書又は工事完了報告書の写し
- ⑧ みなし浄化槽からの転換の場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ① 交付決定通知を受ける前に浄化槽工事を着工されている場合は補助の対象にならない
- ② 実績報告までに居住し、浄化槽を使用している状態でない場合は補助の対象にならない
- ③ みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ④ くみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ⑤ 既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費用の2/3（7万5千円まで）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください